

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 三九三
- 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等の特例を定める件 三九七
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件七件 三九七
- 県営土地改良事業計画を定めた件 四〇〇
- 公 告**
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 四〇〇
- 福島県教育委員会教育長 四〇〇
- 落札者を決定した件 四〇一
- 福島海区漁業調整委員会 四〇一
- 小型定置漁業の保護区域について指示する件 四〇二
- はえなわ漁業について指示する件 四〇二
- 漁業法により指示する件 四〇三

告 示

福島県告示第五百二号

- 1 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正する。
- 2 平成二十六年度までの工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。

- 3 平成二十六年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあつては、第四の第二号の(三)及び(四)の審査基準日を同年九月三十日とする。
- 4 第六の第四号(一)によるものにあつては、同項の規定にかかわらず、第一の第七号の審査基準日を同年九月一日とする。
- 5 平成二十七年からの製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。
平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

第一に次のように加える。

七 工事に係る資格の審査を受けようとする者にあつては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となつたことについて関係機関に届出を行つていない者

第四の第二号の(中)「又は平成二十三年台風十五号」を「平成二十三年台風十五号」に改め、「(いう)」を「(いう)」を「(いう)」又は平成二十六年二月豪雪（平成二十六年二月八日から同月十七日までの間に発生した降雪をいう。）を「(いう)」に、「又は建築物」を「建築物」に、「の有無」を「又は福島県土木部から感謝状の贈呈を受けた実績の有無」に改め、同号に次のように加える。

(五) 審査基準日の三年前の日が属する年度の四月一日以降に学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）に定める高等学校、短期大学、大学、大学院、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を卒業した者で（有期労働契約により労働者並びに短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律（平成五年六月十八日法律第七十六号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年七月五日法律第八十八号）の規定を受ける者を除く。）を雇用期間の定めがなく新たに常時雇用した事実の有無

第六の第一号中(三)を(四)とし、同号の(二)の(ア)に次のように加える。

(ウ) 新卒者雇用申告書（第五号様式）

第六の第一号中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 社会保険加入状況申告書（第一号様式の二）（第一の七に該当しないことを申告する必要がある場合に限る。）

第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2 (第6関係)

社会保険加入状況申告書

営業所等 の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号若しくは事業所番号、 健康保険組合名（健康保険、年金保 険）又は労働保険番号（雇用保険）	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合 計	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	

上記の内容に相違ありません。

年 月 日

福島県知事

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

㊞

記載要領

- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「○」を、行つていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「○」を、行つていない場合は「×」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「○」を、行つていない場合は「×」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式 (第6関係)

新卒者雇用申告書

年 月 日

福島県知事

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名



下記のとおり新卒者を雇用していることを申告します。
記

1	氏名 (フリガナ)	(フリガナ)	生年月日	年 月 日
	卒業学校区分 (該当の□をチェックする)	<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 大学・短期大学・大学院 <input type="checkbox"/> 専修学校・職業訓練校		
	卒業年月日	年 月 日		
	雇用年月日	年 月 日		

2	氏名 (フリガナ)	(フリガナ)	生年月日	年 月 日
	卒業学校区分 (該当の□をチェックする)	<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 大学・短期大学・大学院 <input type="checkbox"/> 専修学校・職業訓練校		
	卒業年月日	年 月 日		
	雇用年月日	年 月 日		

3	氏名 (フリガナ)	(フリガナ)	生年月日	年 月 日
	卒業学校区分 (該当の□をチェックする)	<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 大学・短期大学・大学院 <input type="checkbox"/> 専修学校・職業訓練校		
	卒業年月日	年 月 日		
	雇用年月日	年 月 日		

4	氏名 (フリガナ)	(フリガナ)	生年月日	年 月 日
	卒業学校区分 (該当の□をチェックする)	<input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 大学・短期大学・大学院 <input type="checkbox"/> 専修学校・職業訓練校		
	卒業年月日	年 月 日		
	雇用年月日	年 月 日		

- (添付書類) 1 卒業証書又は卒業証明書の写し
2 雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写し

福島県告示第五百三十三号

(入札監理課)

1 平成二十六年九月一日から同年十月三十一日まで（県外業者（福島県内に主たる営業所を有しない者をいう。）にあつては、同年十月一日から同年十一月三十日まで）に資格（福島県財務規則（昭和三十三年福島県規則第十七号）第二百四十五条及び第二百六十四条第一項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により工事若しくは製造の請負契約又は測量、工事の設計若しくは工事に関する調査の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。）を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格をいう。以下同じ。）の審査を申請する、警戒区域等（原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により平成二十三年四月二十一日において同項の警戒区域に設定されることとされた区域又は同月二十二日において本部長指示により居住者等が計画的な立退きを行うこととされた区域若しくは緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこととされた区域をいう。以下同じ。）に設定されることとされた区域内に、平成二十三年三月十一日において事業所があつた個人又は本店があつた法人若しくは県内において警戒区域等に設定されることとされた区域内にのみ支店があつた法人（以下「警戒区域等内法人等」という。）は、当該申請に係る審査基準日（資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）を平成二十三年三月十一日とすることができる。この場合において、競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号。以下「五十九号告示」という。）第二の第一号中「西暦における偶数年（以下「偶数年」という。）の七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日の属する年の翌年」とあるのは「平成二十七年」と、五十九号告示第四及び第五中「毎年一月一日又は七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、五十九号告示第六の第四号中「偶数年の七月一日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「当該審査基準日の属する年の」とあるのは「平成二十六年」とする。

2 前項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等に対する五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定の適用については、五十九号告示第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定にかかわらず、それぞれ競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改める件（平成二十四年福島県告示第四百二号）による改正前の五十九号告示（以下「改正前告示」という。）

第四の第一号及び第二号並びに第六の第一号の規定を適用する。

3 第一項の規定により、平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等であつて、平成二十三・二十四年度福島県建設工事等入札参加者名簿に登録されているもののうち経営事項審査の受審日が平成二十三年四月一日以降であるものについては、改正前告示第四の第二号(五)中「国際標準化機構が定める規格（以下「国際規格」という。）ISO 9001若しくは日本工業規格 JIS Q 9001又は国際規格 ISO 14001若しくは日本工業規格 JIS Q 14001の認証の取得」とあるのは「福島県内における東日本大震災等（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）、平成二十三年七月新潟・福島豪雨（平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百六十三号）により指定された激甚災害をいう。）、平成二十三年台風第十五号による災害（平成二十三年九月十五日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百二十二号）により指定された激甚災害をいう。）又は平成二十六年二月豪雪（平成二十六年二月八日から同月十七日までの間に発生した降雪をいう。）をいう。以下同じ。）に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績、建築物の応急危険度判定士の派遣の実績又は福島県土木部から感謝状の贈呈を受けた実績」と、改正前告示第六の第一号(ア)中「国際規格 ISO 9001若しくは日本工業規格 JIS Q 9001又は国際規格 ISO 14001若しくは日本工業規格 JIS Q 14001の認証を取得しているもの」とあるのは「東日本大震災等に係る福島県との災害応援協定若しくは維持補修業務委託契約に基づく出動の実績又は建築物の応急危険度判定士の派遣の実績があるもの」とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定により読み替えられた五十九号告示第四の規定の適用については、同項の規定により読み替えられた五十九号告示第四中「平成二十三年三月十一日」とあるのは、「平成二十三年三月十一日（第二号(五)にあつては、平成二十六年七月一日）を」とする。

5 五十九号告示第四の第二号(六)の規定については、第一項の規定により平成二十三年三月十一日を審査基準日とした警戒区域等内法人等に対してもこれを適用する。

平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平
(入札監理課)

福島県告示第五百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十六年八月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管

理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字児子塚四十三番地六ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

三 変更した年月日
平成二十五年七月三日

四 届出年月日
平成二十六年八月十一日

五 届出をした者
株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年八月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ喜多方店 福島県喜多方市関柴町西勝字清水尻四百八十番一ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

- 三 変更した年月日
平成二十五年七月三日
- 四 届出年月日
平成二十六年八月十一日
- 五 届出をした者
株式会社不動産信託リサーチ

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年八月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ須賀川パワフル館 福島県須賀川市崩免二ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 変更した年月日
平成二十五年七月三日

四 届出年月日

平成二十六年八月十一日
届出をした者
株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年八月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ船引店 福島県田村市船引町船引字太子堂百三十番ほか
二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 変更した年月日
平成二十五年七月三日

四 届出年月日
平成二十六年八月十一日

五 届出をした者
株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年八月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百二十五番地ほか
二 変更した事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡一丁目七番十号

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

三 変更した年月日
平成二十五年七月三日

四 届出年月日
平成二十六年八月十一日

五 届出をした者
株式会社アラジンホールディングス

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年八月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町十四番地ほか
二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

代表取締役 井上 元延

株式会社エコプラス
代表取締役 井上 公延
(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右
株式会社エコプラス
代表取締役 井上 公延

変更した年月日
平成二十五年七月三日

届出年月日
平成二十六年八月十一日

届出をした者
株式会社デンコードー
株式会社エコプラス

株式会社エコプラス

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年八月二十二日から同年十二月二十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町郡山事務所産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ富岡店 福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森二百四十四番二ほか

変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 元延

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

(変更後) 株式会社デンコードー
代表取締役 井上 恵右

株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三百八番地

変更した年月日

平成二十五年七月三日

届出年月日

平成二十六年八月十一日

届出をした者

株式会社デンコードー

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、夏井川左岸地区に係る県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年八月二十五日から
同 年九月十六日まで (二十三日間)

三 縦覧の場所

いわき市役所

(農村計画課)

公 告

公告第二百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画火葬場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県教育委員会教育長

公告第3号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立図書館情報ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年8月22日

福島県立図書館長 玉井 章

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立図書館情報ネットワークシステム機器 一式（搬入、据付け、組立て、データ移行、調整、機器保守等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県立図書館 福島県福島市森合字西養山1番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年7月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
145,152,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年6月6日

（企画管理部）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県海面における小型定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
平成二十六年八月二十二日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻 芳弘

一 保護区域
小型定置漁業の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置漁業（さけ角網漁業を含む。）	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式さし網漁業、流し網漁業、沿岸にかご漁業、機船船びき網漁業、はもかご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十六年九月一日から平成二十七年八月三十一日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
平成二十六年八月二十二日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻 芳弘

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

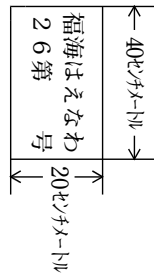
二 承認の対象漁船

三 はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。
操業期間
一に規定する海域における操業期間は、平成二十六年十月一日から平成二十七年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十六年十月一日から平成二十七年九月三十日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
平成二十六年八月二十二日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻 芳弘

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、平成二十六年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。